

大津市学区自主防災組織活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学区自主防災組織が活動をすることに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって自主防災意識の高揚を図るとともに、災害時における迅速かつ適切な広域的自主防災活動の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学区自主防災組織」とは、おおむね大津市立小学校の通学区域を単位として、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、地域の住民、団体等が連帯共同して、地域において活動を行うために自主的に結成した広域的な防災組織をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市学区自主防災組織活動補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、学区自主防災組織とする。

(補助の対象となる活動)

第4条 補助金の交付の対象となる活動（以下「自主防災組織活動」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災訓練に関すること。
- (2) 防災啓発に関すること。
- (3) 防災教育に関すること。
- (4) 簡易防災資機材の整備に関すること。
- (5) その他学区自主防災組織の運営等に必要な活動に関すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付は、一の学区自主防災組織につき1回を限度とする。

2 補助金の額は、自主防災組織活動に要した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、100,000円を上限とする。

(交付申請書)

第6条 学区自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32条。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、大津市学区自主防災組織活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織活動計画書（様式第2号）
- (2) 自主防災組織活動収支予算書（様式第3号）

- (3) 学区自主防災組織の設立を証した書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市学区自主防災組織活動補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市学区自主防災組織活動補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第5号)により行うものとする。
(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市学区自主防災組織活動補助金交付決定取消通知書(様式第6号)又は大津市学区自主防災組織活動補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により行うものとする。
(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市学区自主防災組織活動補助事業変更承認申請書(様式第8号)又は大津市学区自主防災組織活動補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)とする。

- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 自主防災組織活動変更計画書(様式第10号)(補助事業等の内容を変更する場合に限る。)
 - (2) 自主防災組織活動の変更後の自主防災組織活動収支予算書(様式第3号)(補助事業等の内容を変更する場合に限る。)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市学区自主防災組織活動補助事業変更承認決定通知書(様式第11号)若しくは大津市学区自主防災組織活動補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第12号)又は大津市学区自主防災組織活動補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第13号)若しくは大津市学区自主防災組織活動補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第14号)により行うものとする。
(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市学区自主防災組織活動補助事業実績報告書(様式第15号)とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 自主防災組織活動結果報告書(様式第16号)
 - (2) 自主防災組織活動収支決算書(様式第17号)

- (3) 自主防災組織活動の写真
- (4) 自主防災組織活動に係る領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市学区自主防災組織活動補助金確定通知書（様式第18号）により行うものとする。

（交付請求書）

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市学区自主防災組織活動補助金交付請求書（様式第19号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市学区自主防災組織活動補助金交付決定取消通知書（様式第20号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市学区自主防災組織活動補助金返還通知書（様式第21号）により行うものとする。

（関係書類の整理及び保管）

第16条 補助金の交付を受けた代表者は、補助金の収支に関する領収書その他の関係書類を整理するとともに、当該関係書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度が終了した日から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。